

令和3年度 とちぎ材の家づくり支援事業費補助金 申請書作成の手引き

【栃木県 環境森林部 林業木材産業課】

令和3年4月作成

令和3年度の手引きにて新たに記載された部分を、赤字で表示しております。

なお、令和2年度との主な変更点は以下のとおりです。

1 新築の補助額上乘せに「県産漆喰を40㎡以上内装材等に使用」を追加

| 区分 | 内容 | 補助額 |
|-----------------|--------------------------|----------|
| ア 県産石材活用 | 県産石材を5㎡以上内装材等に使用 | 100,000円 |
| <u>イ 県産漆喰活用</u> | <u>県産漆喰を40㎡以上内装材等に使用</u> | |
| ウ 伝統工芸品活用 | 鹿沼組子又は日光彫を2㎡以上内装材等に使用 | |

※県産漆喰に係る補助額上乘せを希望される場合は製造メーカーによる原材料証明書が必要になります。

2 新築・増改築の優先採択に「三世代同居等」を追加

| 優先採択区分 | 要件 | 添付書類 |
|---------------------------------------|---|-------|
| ①令和元年東日本台風の復旧 (新築・増築・改築) | 令和元年東日本台風で被災した住宅の建替、増改築であること | 罹災証明書 |
| ②梁・桁への県産出材使用 (新築のみ) | 梁桁に県産出材を4m ³ 以上かつ50%以上使用すること | |
| ③構造材への森林認証材・JAS材使用 (新築のみ) | 構造材に県産森林認証材・県産JAS材を4m ³ 以上使用すること | |
| <u>④三世代同居等</u> (<u>新築・増築・改築</u>) | <u>新築又は増改築した住宅が三世代同居又は近居であること</u> | |

3 提出書類の変更

(1) 申請書類

| 改正前 | 改正後 |
|-------------------------|--|
| 1 事業計画書 | 1 事業計画書 |
| 2 上乘せ補助に係る仕様書 | 2 補助額加算事項計画書 |
| 3 誓約書 | 3 誓約書 |
| 4 木拾い表 | 4 <u>(削除)</u> |
| 5 建築確認申請済証写し | 5 建築確認申請済証写し |
| 6 <u>建築確認申請書(控え)写し</u> | 6 建築確認申請書(控え)のうち案内図、配置図及び各階平面図 <u>(一部削除)</u> |
| 7 工事請負契約書写し | 7 工事請負契約書写し |
| 8 <u>施工者の建設業許可通知書写し</u> | 8 <u>(削除)</u> |

| | |
|------------------|------------------|
| 9 納税証明書（県税事務所発行） | 9 納税証明書（県税事務所発行） |
| 10 〃（市町発行） | 10 〃（市町発行） |

(2) 実績報告書類

| 改正前 | 改正後 |
|---------------------|--------------------------------------|
| 1 事業実績書 | 1 事業実績書 |
| 2 木拾い表 | 2 (削除) |
| 3 県産出材に関する証明書類 | 3 県産出材に関する証明書類 |
| 4 合法木材に関する証明書類 | 4 合法木材に関する証明書類 |
| 5 県産出材使用部分並びに住宅全景写真 | 5 県産出材使用部分並びに住宅全景写真 |
| 6 県産石材、伝統工芸品使用部分 | 6 県産石材、 漆喰 、伝統工芸品使用部分 (※) |
| 7 <u>(新規)</u> | 7 <u>県産漆喰の原材料を証明する書類 (※)</u> |

※該当する方のみ

4 押印の廃止（委任状及び各証明書類を除く）

I 補助金の申請者

補助金交付の申請者は、住宅の建築主になります。

◆工務店様、設計事務所様へのお願い◆

申請書類には、建築基準法関係書類や木材使用量等が含まれます。

申請者の方と連携し、書類の作成・提供等について御協力くださいますようお願いいたします。

また、木材使用量においては、木材納材業者との連携もお願いいたします。

なお、納材業者は、①納入材が県産出材（県内で産出された材）であること、②合法木材であることを団体が管理する証明制度により証明できる方である必要がありますので、御確認をお願いいたします。

※ 工事施工内容等の確認のため、施工者の方に直接連絡させていただく場合があります。

◆木材納材業者様へのお願い◆

工務店や設計事務所と連携し、使用木材材積の算定に御配慮くださいますようお願いいたします。

また、県産出材証明書、合法木材証明書を提出いただきますので、準備等について御配慮をお願いいたします。

※ 納入材等の確認のため、納材業者の方に直接連絡させていただく場合があります。

II 申請時に提出いただく書類

| 提出書類 | 説明 |
|-----------------------|------------------------------------|
| 1 補助金交付申請書 | (様式変更)申請者作成、押印不要 |
| 2 事業計画書(別記様式第1号) | (様式変更) |
| 3 補助額加算事項計画書(別記様式第2号) | (新規様式)必要に応じて提出 |
| 4 誓約書(別記様式第3号) | (様式変更)申請者作成、押印不要 |
| 5 案内図、配置図、各階平面図 | 既存書類のコピー ※建築確認申請書の提出不要(5の図面を除く) |
| 6 建築確認済証の写し | |
| 7 建設工事請負契約書の写し | |
| 10 県税事務所が発行する納税証明書 | 窓口で証明書の発行を受けていただきます。 |
| 11 市町が発行する個人住民税の納税証明書 | |
| 12 その他必要な書類 | 必要に応じて提出 |
| 13 債権者登録申出書 | 申請者作成、押印不要 |
| 14 委任状(共有名義の場合のみ) | 必要に応じて提出 押印が必要です。 |

III 申請書記載の留意点

1 交付申請手続き

(1) 補助金交付申請書 (様式に変更があります)

| | |
|-----|---|
| 申請日 | 実際に申請する日を記入してください。 ※土台着手日前までの申請が必要です。 (各期の採択予定日前に土台着手する方は申請期限の特例があります。) |
|-----|---|

| | |
|----------------|--|
| 住所氏名・電話番号 | 申請者(建築主)の <u>現住所</u> 、氏名、電話番号等を記入してください。 ※押印は不要です。 共有名義で取得する場合は、 <u>共有者の連名</u> で申請してください。 (別添「共有名義の場合の申請書記載方法について」を参考にしてください。) |
| 交付申請額 | 県産出材使用量に応じた補助額と県産石材・ 県産漆喰 ・伝統工芸品使用による加算額との合計額を記入してください。 |
| 優先採択及び補助額加算の有無 | 該当する項目をチェックしてください。 |

(2) 事業計画書 **(様式に変更があります)**

| | |
|--|---|
| 建築場所 工事種別・構造・延べ面積 | 建築確認済証に記載されている建築場所、工事種別、構造、延べ面積を転記してください。 |
| ③使用木材総材積 A ④Aのうち県産出材材積 B ⑤Aのうち構造材材積 C ⑥Cのうち県産出材材積 D | 全ての使用木材(構造材、下地材、造作材)材積の合計 A 使用木材総材積 Aのうち栃木県産出材材積の合計 B 使用木材総材積 Aのうち構造材材積の合計 C 構造材材積 Cのうち栃木県産出材材積の合計 D 材積は、長さ×厚さ×幅(材背)で算出し、 <u>小数点以下第2位</u> としてください(小数点以下第3位切捨て)とする |
| ⑦県産出材使用割合 | 県産出材使用割合(基準: $B/A=55.0\%$ 以上及び $D/C=60.0\%$ 以上) <u>小数点第1位</u> としてください(小数点以下第2位を切り捨て)。 |
| ⑧県産出材の設計金額 | B(県産出材(構造材、下地材、造作材))の設計金額の合計金額を記載してください。(増改築の場合は、 <u>県産出材使用割合の記入は不要です。</u>) |
| ⑨土台着手予定日 ⑩上棟予定日 ⑪事業完了予定日 ⑫入居予定日 | それぞれの予定日を記入してください。なお、事業完了は、木工事の施工完了の予定日となります。 |
| ⑬施工者 | 施工者の名称、所在地、電話番号、 メールアドレス 、担当者名を記入してください。(施工者のゴム印の押印等でも可) ※工事の種類ごとに工事を分離して発注する場合は、使用木材の工事を請け負う施工者の名称等を記入してください。 (この場合、担当者欄は分離発注を執り行う方(建築主又は設計士等)を記入してください。) |
| ⑭納材業者(予定) | 使用する木材を納める木材流通業者の名称、所在地、担当者名を記入してください。 ※納材業者は、 合法木材の証明と県産出材の証明が可能な登録業者 であることが必要となります。 ※複数業者から納材を予定している場合は、 すべて記入 |

| | |
|----------|---|
| ⑮優先採択の有無 | <p>優先採択を希望される方は必要事項を記入してください。</p> <p>※異なる市町に近居（5km 以内）に係る優先採択を希望される方は各世代の住所がわかる位置図を提出してください。</p> <p>※実績報告書提出時に優先採択要件に満たなくなってしまった場合は、交付決定を取り消すことがあります。</p> |
|----------|---|

※材積の算定に係る注意事項

- ・下地材及び耐力面材として使用する「合板・木質ボード（例 OSB など）」は、外装材（壁・屋根）、内装材（床・壁）を問わず、全て計上。ただし、非木質系の材は含めないこととします。
- ・造作材（床、壁、天井、内法材、枠材、建具材、階段など）として使用する既製の「新建材及び非木質系の仕上げ材」は、本事業で定義した「使用木材」には含めないこととします。「無垢材、集成材など」を改めて加工し、造作材として使用する場合は、含めることができます。
- ・栃木県産木材100%使用した木質繊維断熱材を使用する場合には、栃木県林業木材産業課へご相談ください。

(3) 補助額加算事項計画書（新規様式）

| | |
|--------|---|
| 1.使用品目 | 使用する品目をチェックしてください。 |
| 2.業者名 | <p>県産石材…納材業者を記入してください。</p> <p>県産漆喰…製造業者を記入してください。</p> <p>伝統工芸品…<u>指定製造者</u>を記入してください。</p> <p><u>※指定製造者以外が製造した場合、補助額の加算が認められない場合があります。</u></p> <p><u>※栃木県伝統工芸品一覧の指定製造者をご確認ください。</u></p> <p>https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/shoukougyou/dentoukougei/craft.html</p> |
| 3.使用場所 | 平面図に使用場所を図示してください。 |
| 4.使用面積 | 使用箇所毎に寸法、面積を小数点第2位まで記入してください。 |
| 5.設計金額 | <p>県産石材は材料費（施工費は除く）を記入してください。</p> <p>県産漆喰・伝統工芸品は材料費と施工費の合計額を記入してください。</p> |

(3) 誓約書

- ・記載内容（注意事項）を御確認いただき必要事項を記入または□にチェックをし、日付と氏名（共有名義で取得する場合は、共有者の連名）を記入してください。（押印不要）

注意事項

【補助要件に係る事項】

1 「申請者が生活の本拠として居住する」ことが要件となりますので、別荘等のセカンドハウスは対象となりません。

また、完成後には、申請者の方に速やかに入居していただきます。

2 以下の補助金と重複してとちぎ材の家づくり支援事業費補助金を申請することはできません。

- ・市町が行う民間住宅耐震建替助成事業

※申請重複を確認するため、該当の市・町に住所、氏名、建築場所等に関する情報を提供し、申請の重複状況を確認することがあります。

【三世同居又は近居に係る事項】

三世同居等に係る優先採択を希望される方は必要事項を記載ください。

【交付決定前着手に係る事項】

交付決定前に事業を着手される方は内容を確認いただき□にチェックをしてください。

3 案内図、配置図、各階平面図

- ・建築確認申請書に添付したものと同じものを、A3版に縮小して添付してください。
また三世同居等に係る優先採択を希望される方のうち、異なる市町で近居を予定されている方は、案内図に各世代の住所を明示し、その直線距離を記載ください。
- ・県産石材、県産漆喰、伝統工芸品の上乗せをする場合には、使用場所、寸法及び数量を平面図に記入してください。

4 建築確認済証の写し

- ・建築確認済証のコピーを添付してください。
- ・補助金交付申請時に提出が間に合わない場合は、建築確認申請書の控え（第一面から第四面まで）のコピーを添付してください。
また建築確認済証は必ず採択予定日前までに提出してください。

○建築場所が都市計画区域外であって、建築確認が不要である場合

3～4の代わりに、次の書類を添付してください。

- ・案内図、配置図、各階平面図（A3版）
- ・建築基準法に基づく建築工事届出の控えのコピー
- ・その他、建築場所、構造、延べ面積等を確認できる書類

5 建設工事請負契約書の写し

- ・ 建築住宅の工事請負契約書のコピーを添付してください。
- ・ 工事名、工事場所（建築場所）、工期、完成日、検査・引渡し の時期、請負代金、契約日、請負金額、注文者住所氏名、請負者住所氏名が確認できる部分のコピーを添付してください。

○建築主が工事の種類ごとに工事を分離して発注する場合（いわゆる“直営”の場合）の取扱い

- ・ 住宅建築に関するすべての工事請負契約書を提出してください。

6 県税事務所が発行する全税目の納税証明書

- ・ 申請者の方の納税証明で、発行日が3ヶ月以内であるものの原本を添付してください。
※共有名義で住宅を取得する場合は、申請者の方すべての納税証明が必要です。
- ・ 現在、県外にお住まいの方でも、添付が必要です。
- ・ 県税納税証明書交付請求書は、次により記載してください。（要点のみ記載）
 - 使用目的 「99 その他（県への補助金交付申請のため）」
 - 証明事項 「1 県税に未納がないこと（全税目）」
 - 提出先 「1 栃木県」
- ・ 証明書交付手数料 420 円／件が必要となります。
- ・ 詳しくは、県内の県税事務所にお問い合わせください。

7 市町が発行する個人住民税納税証明書

- ・ 申請者の方の納税証明で、発行日が3ヶ月以内であるものの原本を添付してください。
※共有名義で住宅を取得する場合は、申請者の方すべての納税証明が必要です。
- ・ 証明を受ける課税年度は、「**最新年度**」としてください。
- ・ 現在県外にお住まいの方で、栃木県内の市町に個人住民税の納税義務がない方は、添付不要です。
 - ※ 県外にお住まいの方でも、県内の市町に納税義務のある場合は証明書の添付が必要です。
 - ※ 最近県内に転居された方は申請書提出前に県林業木材産業課まで御連絡ください。
- ・ 課税がない場合は、個人住民税の非課税証明書を添付してください。
- ・ 課税住所と現住所が異なる場合、転居等の事実を確認できる書類を提出いただく場合があります。
- ・ 証明書交付手数料が必要となります。
- ・ 詳しくは、お住まいの市町（又は課税している市町）の税務担当課までお問い合わせください。

8 その他必要な書類

書類の審査において、必要に応じて、伏図・矩形図、現住所を確認する書類などの資料の提出をお願いする場合があります。

9 債権者登録申出書

- ・ 補助金の振込先を登録するため、あらかじめ振込口座等をお聞きするものです。
- ・ 色付きの部分のみを記載してください。
- ・ 共有名義の場合は、代表者の方のお名前・振込口座を記載してください。
- ・ 交付決定とならない場合は、債権者として登録されません。

※記載内容（口座番号等）に誤りの無いように、十分ご注意ください。

10 委任状（共有名義の場合のみ）※押印が必要です。

別添「共有名義の場合の申請書記載方法について」の例により、委任状の作成をお願いします。

11 その他

上棟報告書の提出は、補助金交付決定の日以降に提出いただきます。（新築のみ）

- ・上棟報告以降に抽出で現地調査を実施します。
- ・現地調査が終了するまでは、構造材を壁材などで被覆しないようにしてください。
- ・特段の理由なく、上棟報告書が提出されないまま、構造材を壁材などで被覆した場合、交付決定を取消すことがあります。

※ 令和3年3月31日までに土台着手（増改築は工事着手）している場合は補助金交付の対象外となります。御了承ください。

IV 書類の綴じ方

上記の順番で提出してください。（A3版は三折りにしてください。）

【問い合わせ先】

栃木県 環境森林部 林業木材産業課 木材産業担当

電話 028-623-3277 FAX028-623-3278

栃木県木材業協同組合連合会

電話 028-652-3687 FAX028-652-1046